

ふ せ

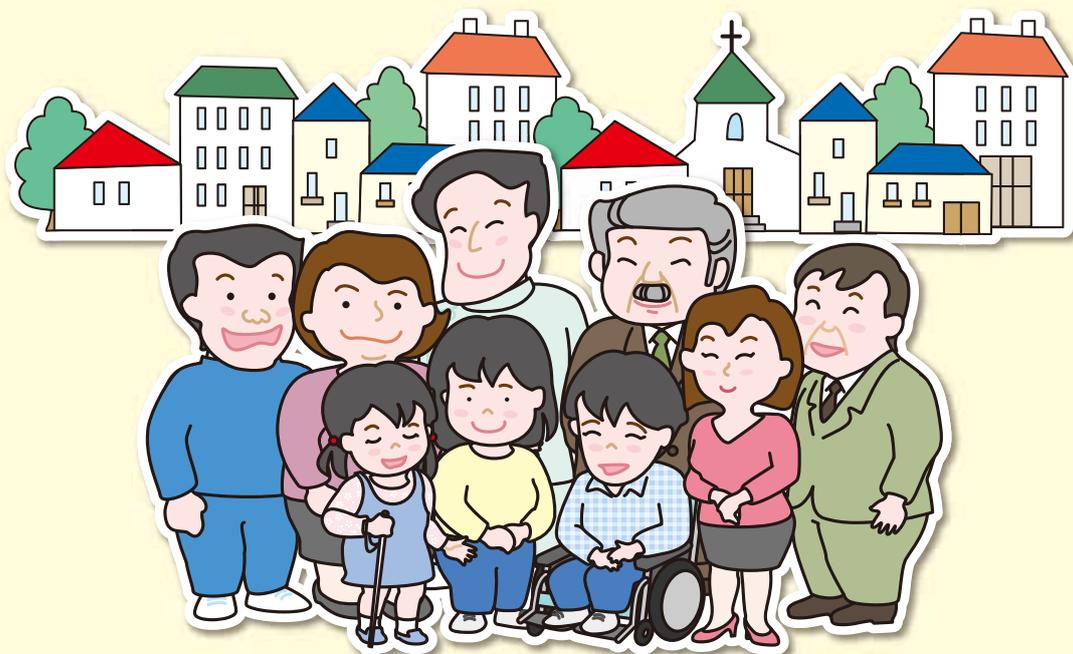
みんなで防ごう!

しょうがいしゃぎゃくたい

障害者虐待

ちいきあんしんく

～だれもが地域で安心して暮らせるために～



しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほうへいせいねんがつしこう
障害者虐待防止法が平成24年10月から施行されました。

このパンフレットは、市民の皆さまに障害者虐待防止について知っていただくこと、
そして「虐待かな」と思ったら早期にご相談いただくために、相談窓口をお知らせします。

しょうがいしゃぎゃくたいわたしみちかおもんだい
障害者虐待は私たちの身近に起こりうる問題です。

だれもが安心して暮らせるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

ひめじし
姫路市

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうし ほう 障害者虐待防止法とは？

しょうがいしゃ そんげん まも ほうりつ 障害者の尊厳を守る法律

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうし ほう せいしき しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい
障害者虐待防止法（正式には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する
しえん とう かん ほうりつ ぎゃくたい しょうがいしゃ けんり そん げん
支援等に関する法律」）は、虐待によって障害者の権利や尊厳をおびやかされる
ことを防ぐ法律です。しょうがいしゃ あんしん しゃかい く しょうがいしゃ がぞく
障害者が安心して社会で暮らせるよう、障害者とその家族
を地域で支えあい、みんなでしょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうし とく
を地域で支えあい、みんなで障害者虐待の防止に取り組みましょう。

たいしょう しょうがい 対象となる障害とは

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうし ほう しんたいしょうがい ちてき しょうがい せいしん しょうがい ほつたつ しょうがい ふく
障害者虐待防止法では、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）
のある人や、そのほかにしんしん しょうがい しゃかいてき しょうへき にちじょう せいかつ しゃかい せいかつ
心身の障害や社会的障壁によって、日常生活や社会生活
が困難でえんじょ ひつよう ひと たいしょう
援助が必要な人が対象になります。

※しょうがいしゃ てちょう しゆとく ばあい ふく
※障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

しゅるい しょうがいしゃ ぎゃくたい 3種類の障害者虐待

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうし ほう ぎゃくたい いか しゅるい わ
障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

ようごしゃ 養護者による しょうがいしゃ ぎゃくたい 障害者虐待

しょうがいしゃ せいかつ せわ きん
障害者の生活の世話や金
せん かんり などをしているか
族や親族、同居する人によ
る虐待のことで、
ぎゃくたい
虐待のことで、



しょうがいしゃ ふくし しせつ じゅうじしゃ 障害者福祉施設従事者 とう しょうがいしゃ ぎゃくたい 等による障害者虐待

しょうがいしゃ ふくし しせつ しょうがい ふく
障害者福祉施設や障害福
祉サービスの事業所で働い
ていたる職員による虐待のこ
とです。
ぎゃくたい
虐待のこ
とです。



しょうしゃ 使用者による しょうがいしゃ ぎゃくたい 障害者虐待

しょうがいしゃ やと ほんたら
障害者を雇って働かせて
いる事業主などによる虐待
のことで、
ぎゃくたい
虐待のこ
とです。



こんなことは虐待になります！

障害者虐待の例として、次のようなものがあります。また、これらが重なって行われている場合もあります。虐待のサインを見逃さないようにしましょう。

身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為など

具体的な例

- 平手打ちにする
 - 殴る ● 蹴る ● つねる
 - 縛りつける
 - 閉じ込める
- など

虐待のサイン

- 体に傷やあざが頻繁に見られる
- 急に怯えたり、怖がったりする
- 施設や職場に行きたがらない
- 自分で頭を叩いたり、突然泣き出す



性的虐待

無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること

具体的な例

- 性的行為を強要する
 - 裸にする
 - 障害者にわいせつな話をする
 - 映像を見せる
- など

虐待のサイン

- 人目を避け、ひとりで部屋にいたがる
- 周囲の人の体をさわようになる
- 卑猥な言葉や発言ようになる
- 性器の痛み、かゆみを訴える



心理的虐待

障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること

具体的な例

- 怒鳴る ● ののしる
 - 仲間に入れない
 - 子どもあつかいする
 - わざと無視する
- など

虐待のサイン

- 怯える、わめく、叫ぶなどパニック症状を起こす
- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 無気力、あきらめ、なげやりの態度になる



放棄・放任

食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること

具体的な例

- 十分な食事を与えない
 - 不潔な住環境で生活させる
 - 必要な医療や福祉サービスを受けさせない
- など

虐待のサイン

- 体から異臭、髪の毛の汚れ、爪が伸びている
- いつも汚れた服を着ている
- ひどく空腹を訴える、栄養失調がみられる



経済的虐待

本人の同意なしに、財産や年金、賃金を使ったり、日常生活に必要なお金を渡さないこと

具体的な例

- 年金や賃金を渡さない
 - 勝手に財産や預貯金を使う
 - 日常生活に必要な金銭を与えない
- など

虐待のサイン

- 年金等がどう管理されているか知らない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- サービス利用料等の支払いができない



虐待を見逃さないことが大切です

「虐待かな?」と思ったら

姫路市障害者

虐待防止センターにご相談ください



障害者が家族、施設や利用しているサービス事業所の職員、会社の事業主などに虐待されていることに気付いたら、ご相談ください。

虐待をしている人は虐待をしているという認識がない場合もあります。また、虐待を受けていても、虐待を受けているという認識がないため、被害を訴えられないことも多いです。

虐待かどうかの判断は必要ありません。少しでも疑いがあると思われたら勇気をもってご相談ください。

障害者の虐待をなくすために、ご協力をおねがいします。

通報・相談窓口

姫路市障害者虐待防止センター

平日 9時～17時

電話 079-221-2432

FAX 079-221-2430

Mail mamoru-fukushinet@city.himeji.hyogo.jp

平日夜間 17時～翌9時 土曜、日曜、祝日・年末年始

電話 080-8328-6295

FAX 020-4662-9339

Mail mamoru-fukushinet@docomo.ne.jp

※障害者の生命に危険が生じる状況の時は、まず警察に連絡し、障害者の安全を確保してください。